

ご存じですか？ 読書バリアフリーのこと

学校図書館の充実に向けて、様々な取り組みが求められています。

その一つが、多様な子どもたちの読書環境を整備する「読書バリアフリー」です。

専門家の話から、その現状と課題などについて紹介します。

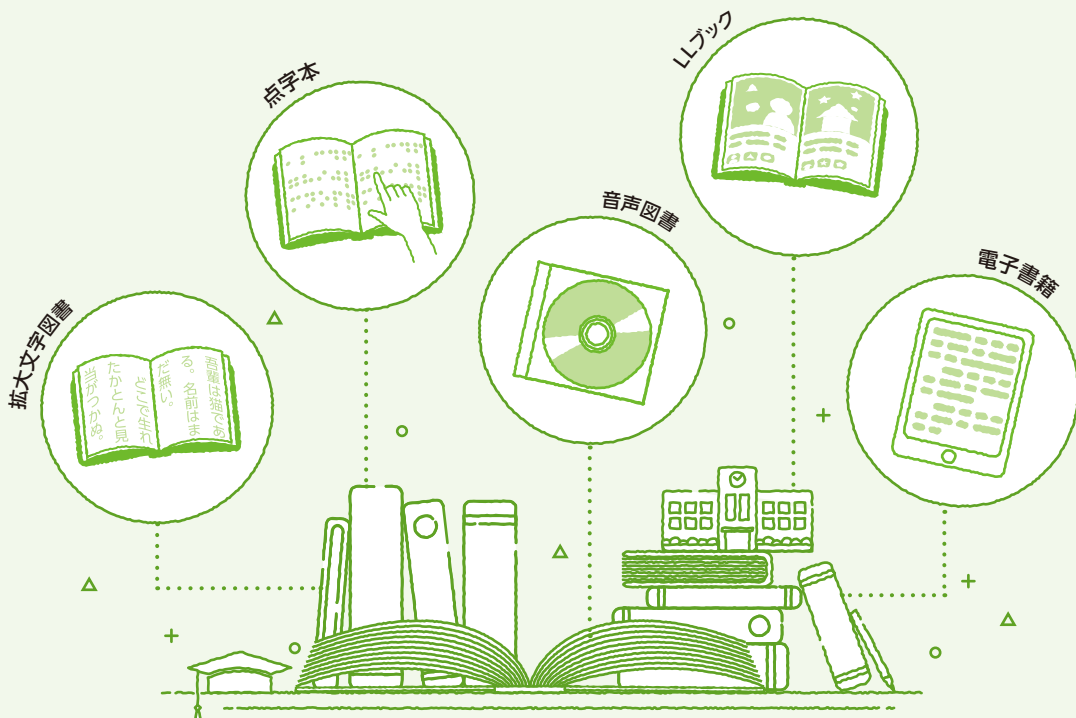
2023年3月30日 読書バリアフリー セミナーレポート

学校図書館における読書バリアフリーの推進に向けて

講演：専修大学文学部教授 たけのり 野口武悟さん

読書バリアフリーと著作権

講演：筑波大学附属視覚特別支援学校教諭 宇野和博さん



障害がある子ども 利用しやすい図書館に

「学校図書館における
読書バリアフリーの推進に向けて」

専修大学文学部教授
野口武悟さん



■ 図書館が製作する特定書籍・電子書籍

「令和4年版 障害者白書」によれば、2011年から21年までの10年間で、特別支援教育を受ける児童・生徒数は増加しています。小・中学校や高等学校においてもその児童・生徒数は増えており、学校図書館の読書バリアフリー環境を充実させることの重要性が増えています。この現状を踏まえ、文部科学省が2016年に制定した学校図書館ガイドラインには、障害のある子どもも利用しやすい書籍・電子書籍、いわゆるバリアフリー資料の充実を図ることが盛り込まれています。

バリアフリー資料には点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック*1、マルチメディアデジタイズ*2、外国語による図書などがあり、「特定書籍・電子書籍」と「書籍・電子書籍」の2種類に分かれます。「特定書籍・電子書籍」は、著作権法第37条第3項の規定に基づいて、学校図書館や公共図書館などで製作されたもので、「書籍・電子書籍」は出版社が出版しているものです。

このうち、「特定書籍・電子書籍」には、その書籍データを共有する仕組みがあります。例えば国立国会図書館が行っている「視覚障害者等用データの取

集および送信サービス」は、学校図書館をはじめとする図書館が製作した書籍データを国立国会図書館が集めて、「送信承認館」になっている学校図書館などを通じて無料で提供してもらう仕組みです。あまり知られていませんが、ぜひ利用していただきたいと思います。

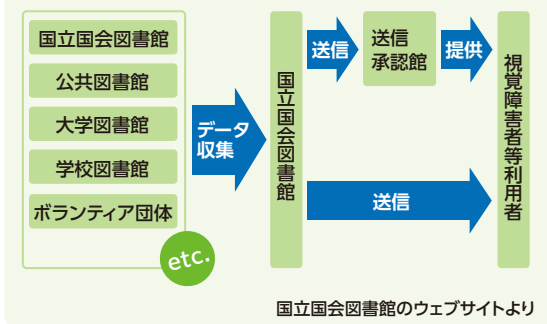
■ 特別支援学校の図書館が抱える課題

特別支援学校の図書館には、専用の部屋がない、学校司書がない、予算が少ないといった課題を抱えるところがあります。蔵書冊数も課題です。比較的充実している視覚障害特別支援学校における蔵書総数は1万点を超えています。点字・録音・拡大図書などのバリアフリー資料はそのうち3割程度です。また、知的障害特別支援学校では3000点に届きません。参考までに小・中学校はそれぞれ1万点を超えています（いずれも、2019年の平均値）。

文部科学省が学校の規模から定めた蔵書冊数の整備目標値、「学校図書館図書標準」に達している学校は、特別支援学校の小学部で15.5%、中学部で3.6%というのが現状です（2021年公表の数値より）。小学校では7割、中学校では6割を達成していることを考えると、この課題の重要性がわかります。

身近にバリアフリー資料が少ない場合、サピエ図書館や国立国会図書館の送信サービスを利用することの他、地域の図書館や点字図書館と連携し、必要な書籍データを借りられる環境を作ることも大切です。視覚・聴覚障害者のための特別支援学校では比較的連携が進んでいますが、その他の特別支援学校、なかでも知的障害者のための特別支援学校ではあまり連携がなされていません。地域の図書館

「視覚障害者等用データの収集および送信サービス」の仕組み



*1 やさしくわかりやすい文章やピクトグラムを使って読みやすくしたもの

*2 文字にあわせて音声をシンクロさせて電子端末上で読むことができるもの

では読書バリアフリーを推進しているところが増えてきており、学校図書館、特に特別支援学校には、ぜひこうした図書館を頼っていただきたいと思います。

バリアフリー資料の設備状況

	点字図書	拡大文字図書	録音図書	マルチメディア デージー図書	LLブック
小学校	42.5%	15.5%	5.2%	1.3%	6.2%
中学校	19.6%	16.5%	5.7%	1.0%	4.0%
高等学校	12.3%	8.7%	10.9%	0.6%	2.2%

文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」、2021年公表

■ 読書から誰一人取り残さないために、外国語の本も

外国にルーツを持ち、日本語の指導を必要とする

子どもも、読書バリアフリーを必要としています。昨年文部科学省が発表したデータでは、そうした児童・生徒の第一言語は、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語など様々でした。これらの言語の本を学校図書館で用意するのは難しいですが、地域の図書館で所蔵しているところもあるので、必要に応じて相談・利用できるとういと思います。

SDGsでは「誰一人取り残さない」という目標が掲げられていますが、障害の有無や第一言語の違いに関わらず、すべての子どもが読書を通じて文字・活字文化の恵みを受用できる学校、学校図書館を作っていくことが大切です。

そのための取り組みを、関係者と力を合わせて進められたらと思います。

法律で認められている著作物の福祉利用

■ 障害に応じた多様な読書方法

障害のある子どもの読書には様々な困難があります。例えば全盲の子どもは点字や音声を使って読書します。弱視の子どもの中には細くて小さな文字が読みづらい子もいますが、視野狭窄の場合は、逆に大きな文字をすらすら読むことができません。学習障害の一種、ディスレクシアの子どもは、縦書きの文章が読みづらかったり、分かち書きされていないひらがなだけの文章を瞬時に理解することができなったりします。上肢に障害があればページをめくることや、本を持ち続けることができません。眼球使用困難者は左右の目のピントが合わなかったり、瞼が自然に下がってくるなどという困難を抱えています。

このような実態を考慮すると、読書方法も個々の

「読書バリアフリーと著作権」

筑波大学附属視覚特別支援学校教諭
宇野和博さん



困難に応じて多様であることが求められます。例えばパソコンの画面上で文字を大きくしたり、音声読み上げソフトを使って文章を聞くなどの方法があります。音訳ボランティアなどに録音していただいた音声に、画面上でカラオケのように文字を同期させたマルチメディアデージーという媒体もあります。

■ 障害者のための著作物利用について

著作権法は著作権者の権利を保護する法律ですが、一方で公正な利用に留意し、視覚障害者等のために権利制限規定を設け、総合的に文化の発展に寄与することを目的としています。それが書かれているのは第37条で、その第1項には著作物をだれが点訳してもよいことが述べられています。第3項には、学校図書館をはじめ公共図書館などが、著作権

者に許諾を得なくても、視覚障害者等のために、著作物を拡大図書や音訳図書、電子媒体などに交換できることが書かれています。ただし、出版社が同種のもを販売している場合はその限りではありませんので、注意が必要です。読書バリアフリー法の第9条では、学校図書館や公共図書館などが、障害者サービスを積極的に行うことが推奨されています。その具体的な推進のために文部科学省と厚生労働省は、基本計画を公表しました。計画内で図書館にアクセシブルな書籍の紹介コーナーを設置することを推奨し、障害者が自分に合ったバリアフリー資料と巡り会える機会を提供することを求めています。これは、障害のない子どもにとっても読書の多様性を知る「学びの場」となるかもしれません。

■ 図書館間で連携し読書バリアフリーを

学校図書館には、点字図書館や地域の公立図書館と連携することをお願いしたいと思います。視覚障害者のための読書環境の整備は進んできていますが、上肢障害者やディスレクシア、眼球使用困難者の読書環境はまだまだこれからです。

一方、既に点字図書館には障害者サービスのノウハウが蓄積されていますし、障害当事者が働いている公立図書館にも障害者サービスが充実しているところがあります。このような図書館と連携し、支援



国立国会図書館の「みなサーチ」

のネットワークを点から線、線から面へと広げていてもらいたいと思います。これまで全国で製作されたアクセシブルな書籍データを蓄積してきた、インターネット上のサピエ図書館と国立国会図書館はぜひ利用していただきたいです。3月に公開された国会図書館の「みなサーチ」という検索システムを使うと、同じく3月に公開された247万点に及ぶテキストデータにもアクセスすることができます。

障害のある子どもたちのニーズは一人ひとり異なります。サピエ図書館や国会図書館などの資源も最大限に活用し、どのように多種多様な読書環境を作っていくか、各学校現場が知恵を絞り、切磋琢磨し、そして関係者とも協力しながら障害のある子どもたちの可能性こそ最大限に引き出していきたいものです。

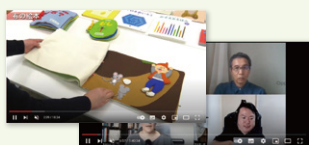
セミナーの動画は
こちらの二次元コードから→
(配信期間：2024年3月末まで)



※このセミナー・リーフレットはSARTRAS（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）の助成を受けて実施・制作されたものです。

この他にも、読書バリアフリーに関連する動画やパンフレットを公開しています！

文字・活字文化推進機構 YouTubeチャンネル



「読書のバリアフリー Q&A」



公益財団法人 文字・活字文化推進機構
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-2-30 共同ビル神保町4階
TEL 03-3511-7305 FAX 03-5211-7285
URL <https://www.mojikatsuji.or.jp/>

ホームページはこちらの二次元コードから→

